

留 意 事 項

1. 妊娠中の女性職員の通勤緩和に関する特別休暇

運用方針第75条関係第8項の「各任命権者が適当と認める方法」とは、本人の了承を得た診断書等の提出であること。

なお、母子健康手帳については開示を義務づけるものではなく、本人からの自発的な開示を妨げるものではないこと。

また、医師等の指導事項が不明確な場合、本人を介して担当の医師等の判断を求めるなど、適切な措置をとること。

2. 妊娠中の女性職員の保健指導又は健康診査に関する特別休暇

運用方針第80条関係第7項の「各任命権者が適当と認める方法」とは、本人の了承を得た診断書、出産予定日証明書等であること。

なお、母子手帳については開示を義務づけるものではなく、本人からの自発的な開示を妨げるものではないこと。

3. 妊娠中又は出産後の症状に対応する勤務時間の短縮及び休業等の措置

妊娠中又は出産後の女子職員が、健康診査及び保健指導を受けた結果、医師等からその症状等について指導を受け、それを所属長に申し出た場合には、所属長は医師等の指導に基づき、当該女性職員が指導事項を守ることができるようにするために、作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の措置を講じなければならないこと。

なお、医師等の指導事項が不明確な場合、本人を介して担当の医師等の判断を求める等により、適切な措置をとること。

この場合、勤務時間の短縮及び作業の措置については、病気休暇で対応することとなるがつわり等は、妊娠障害の休暇（規則第75条第21号）で対応し、当該休暇で対応できない部分については、病気休暇で対応することとなったこと。（なお、承認に当たっては、規則第80条第2項に留意すること）